

制度

高額医療・高額介護 合算制度について

■ 制度の内容

この制度は、医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、職場の健康保険等）と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険のそれぞれの月額の限度額を適用した後に、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して（但し、食費・居住費や差額ベッド代については合算の対象とはなりません）、年額の自己負担限度額（下表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が支給されません。

■ 支給の対象および申請

医療保険ごとに一つの世帯とみなし、介護保険の両制度ともに自己負担額がある世帯です。注：住民票は、同じ世帯でも加入する医療保険が異なると別世帯として計算します。申請窓口は、7月末日現在に加入する各医療保険の窓口になります。添付書類として「自己負担額証明書」等が必要な場合がありますので、申請時に各医療保険窓口にご確認ください。

■ 年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります

自己負担限度額【年額：毎年8月～翌年7月】			
所得区分	後期高齢者医療制度	国保または職場の保険等 （70歳～74歳 の人がいる世帯）	国保または職場の保険等 （70歳未満の 人がいる世帯）
現役並み所得者 （上位所得者）	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者 （住民税非課税世帯）	2	31万円	34万円
	1	19万円	

■ 勸奨通知

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方で、計算期間内（平成24年8月1日～平成25年7月31日）

に保険者の変更等がなかった方については、支給対象者の方に申請書等を送付予定です。申請されていない方は、各庁舎の医療保険窓口へ申請して下さい。

■ 問い合わせ／吉備庁舎住民課・金屋庁舎長寿支援課・清水行政局住民福祉室

案内

第9回有田川駅伝大会 声援をお願いします

有田川町の春の風物詩となった駅伝大会を今年も開催します。ご通行のみなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。また、沿道でのみなさまの温かい声援が、選手達を奮い立たせます。みなさまの応援をお願いします。

※ただし、コース上での路上駐車は、交通の妨げとなりますのでご遠慮下さい。

■ とき／3月2日（日）

■ コース／Aコース スポーツパーク（清水）～きびドーム（下津野）
Bコース

吉備庁舎西側付近～きびドーム

■ スタート／Aコース スポーツパーク9時30分～Bコース 吉備庁舎西側付近 9時40分

■ 問い合わせ／金屋庁舎社会教育課